相談支援のながれ

秘密は厳守
親切丁寧に対応します。

あなたのペースにあわせます。

お悩みごと、心配ごとのある方

↓

甲州市生活支援センターぶりっじに
まずは、ご相談ください。

↓

① 相談内容を一緒に確認し、整理します。 → ② 解決策を一緒に考えます。 → ③ 解決に向けた支援をスタート

↓

問題解決

↓

アフターフォロー

その後の生活状況を確認し、必要に応じて再相談を行います。

連絡先・所在地

甲州市生活支援センター

ぶ　り　っ　じ

〒４０４－００４２
住　所　甲州市塩山上於曽９７７-５
（甲州市塩山保健福祉センター内　２階）
ＴＥＬ　０５５３－３４－８５６１
ＦＡＸ　０５５３－３４－９２７０

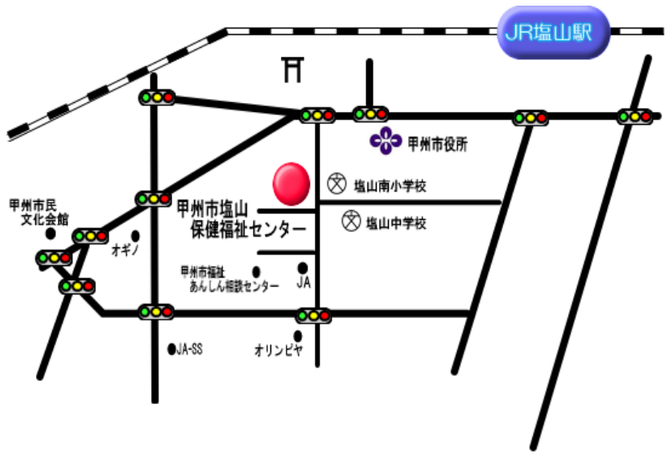

月曜日～金曜日　午前８時 30 分～午後５時 15 分まで(土曜日・日曜日・祝日は休みとなります)

甲州市生活支援センターぶりっじ

働きたくても働けない、
住む所がなくなりそう、
しごとが長続きしない、
など生活するうえでの
お困りごとを、まずは、
お聞かせください。

日常生活の

悩みごと　心配ごと

相談無料　**秘密厳守**　ご相談下さい。

地域の方々誰もが安心して暮らせるよう支援します。

「生活困窮者自立支援法」に基づき、全国の福祉事務所管内に相談支援事業所が設置されています。甲州市社会福祉協議会では、『甲州市生活支援センターぶりっじ』を開設し、地域の方々誰もが安心して暮らせるよう相談・支援を行っていきます。

生活困窮者自立支援法って？

失業や就職活動の行き詰まり等の事情で経済的にお困りになっている方や、地域で生活をするうえで何らかの課題を抱えている方に対し、生活自立に関する相談や、就労に関する支援を実施することにより、**「生活自立の促進」**を図ることを目的とした法律です。

事業の対象となる方

甲州市内にお住いの方で、経済的にお困りになっている方や、日常生活に不安や心配を抱えている方などが対象です。

例えば、

- 長期間失業状態が続いている方
- 働くことに不安を感じている方など
- 仕事に就いても長続きせず、短期間で離職を繰り返している方
- 社会生活・就労において支援を必要としている方
- 家計のやりくりが上手くできない、滞納や債務の返済が難しい方
- その他、日常生活においてお困りの方　など

ひとりで悩まず、まずは相談

相談受付・申込み

対象となるご本人やそのご家族・関係者などが相談事業所へご来所いただき、相談申込みをしていただきます。

ご来所できない場合は、ご自宅などへ伺いお話をお聞きします。

一緒に考える支援策

「自立相談支援事業」

相談を受付け、対象となるご本人と相談員が一緒に課題解決策を考え、関係機関・専門機関と連携しながら、その方にあったプランを作成し、支援していきます。

連携　協議

専門的で確かな視点

「関係・専門機関」

関係・専門機関の方々に、より専門的な視点で意見や助言をいただき、一人ひとりに応じた支援をチームとして行っていきます。

必要な制度や行政サービスへもつなげていきます。

【住居確保給付事業】

離職等で住宅を失った方（失う恐れのある方）に対し、家賃相当額の住居確保給付金を支給し支援します。

【居住支援事業】

住居のない方に限り、宿泊場所の提供を行い、早期に生活再建が図れるよう支援します。

【家計改善支援事業】

家計に関する不安や悩みを抱える方へ家計の把握や見直しを行い、自ら家計を管理して、早期に生活再生ができるよう支援します。

【食糧支援事業】

住居はあるが収入が乏しく、食べる物にお困りの方へ食糧提供を行い支援します。

＊　経済的な理由等で、生理用品の用意が難しい方に対し、生理用品の配布を実施しております。(詳細につきましてはご連絡ください。)